

鹿沼市週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保及び育成を図るため、本市が発注する工事における職場環境の改善の取組として実施する週休2日制工事の実施に関し必要な事項を定めるものである。

(対象工事)

第2条 週休2日制工事の対象とする工事は、次に掲げる工事を除く全ての工事とする。

- (1) 工期が1箇月未満の工事
- (2) 緊急対応を必要とする工事又は災害復旧等の早期完成が望まれる工事
- (3) 週休2日制工事に係る工事費補正の基準のない積算基準により設計した工事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本市が週休2日制工事の実施が困難な工事として認める工事

(定義)

第3条 この要領において「**週休2日制工事**」とは、「現場閉所」または「交代制」による週休2日制工事の総称をいう。

- 2 この要領において「**現場閉所による週休2日制工事**」とは、対象期間において必要な日数以上の現場閉所又は現場休息（以下、「現場閉所等」という。）を行った状態をいう。
- 3 この要領において「**交代制による週休2日制工事**」とは、対象期間において当該現場に従事した技術者及び技能労働者が交代しながら必要な日数以上の休日確保を行った状態をいう。
- 4 この要領において「**現場閉所**」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要最低限の作業を除き、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- 5 この要領において「**現場休息**」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。
- 6 この要領において「**完全週休2日**」とは、対象期間内の全ての週において、1週間（7日間）に2日以上（原則土曜日及び日曜日）の現場閉所等の実施又は1週間（7日間）に2以上の割合で当該現場に従事した技術者及び技能労働者の休日確保を行った状態をいう。
- 7 この要領において「**月単位の週休2日**」とは、対象期間内のすべての月において、4週間（28日間）に8日以上の割合で現場閉所等の実施又は当該現場に従事した技術者及び技能労働者の休日確保を行った状態をいう。
- 8 この要領において「**通期の週休2日**」とは、対象期間において、4週間（28日間）に8日以上の割合で現場閉所等の実施又は当該現場に従事した技術者及び技能労働者の休日確保を行った状態をいう。

(現場閉所による週休2日制工事の対象期間)

第4条 現場閉所による週休2日制工事の対象期間は、現場着手日から工事完成日までの期間と

する。ただし、年末年始の6日間（12月29日～1月3日）、夏期休暇3日間（8月14日～16日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず現場閉所ができない期間等は含まないものとする。

- 2 前項に定める発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間を設定する場合は、必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。ただし、工事着手後に受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じた場合は、受発注者間で協議して当該期間を対象外とすることができる。

（交代制による週休2日制工事の対象期間）

第5条 交代制による週休2日制工事の対象期間は、技術者及び技能労働者の当該現場への従事期間とし、年末年始の6日間（12月29日～1月3日）、夏期休暇3日間（8月14日～16日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず休日取得ができない期間等は含まないものとする。

- 2 前項に規定する発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。ただし、工事着手後に、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じた場合は、受発注者間で協議して当該期間を対象外とすることができる。
- 3 下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

（土木工事における取組）

第6条 土木工事においては、原則、現場閉所による週休2日制工事により実施するものとし、現場閉所が困難な次に掲げる工事に該当する場合は、交代制による週休2日制工事の対象とする。

- （1）休日に作業が必要な工事
- （2）社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事

- 2 土木工事における週休2日制工事では、次に掲げる取組のいずれかを行う。
 - （1）完全週休2日
 - （2）月単位の週休2日
 - （3）通期の週休2日

（森林土木工事における取組）

第7条 森林土木工事においては、現場閉所による週休2日制工事を実施する。

- 2 現場閉所等の評価は、次に掲げる現場閉所等の割合により行う。
 - （1）4週8休
対象期間の現場閉所等の割合が、28.5%（8日/28日）以上の場合とする。
 - （2）4週7休

対象期間の現場閉所等の割合が、25.0 %（7日/28日）以上 28.5 %未満の場合とする。

(3) 4週6休

対象期間の現場閉所等の割合が、21.4 %（6日/28日）以上 25.0 %未満の場合とする。

(農業土木工事における取組)

第8条 農業土木工事においては、第6条の規定を準用する。

(営繕工事における取組)

第9条 営繕工事においては、第7条の規定を準用する。

(発注方式)

第10条 発注方式は、次の各号のいずれかの方式によるものとする。この場合において、1つの工事現場で複数の工事が分離発注されるときは、全ての工事について同一の方式を選択するものとする。

(1) 発注者指定型 発注者が週休2日制工事に取り組むことを指定する方式とする。

(2) 受注者希望型 発注者指定型を除く全ての工事で、受注者が本市に対して週休2日制工事に取り組む旨を協議した上で取り組む方式とする。

2 前項の運用基準は、以下の各号による。

(1) 発注者指定型

第2条に規定する対象工事のうち、施工条件に制約が無く、限られた期間で集中的な施工が不要な工事は、発注者指定型として発注することを原則とする。

(2) 受注者希望型

第2条に規定する対象工事のうち、前号に該当しない全ての工事。

(発注者指定型による協議)

第11条 受注者は、契約日から10日以内に週休2日制工事の実施計画書（様式第1号）を本市に提出するものとする。

(受注者希望型による協議)

第12条 受注者は、受注者希望型の工事において週休2日制工事を希望する場合、契約日から10日以内に週休2日制工事の実施計画書（様式第1号）により、本市と協議するものとする。

2 本市は、前項の規定による協議において週休2日制工事の実施を承諾する場合は、協議書を受理した日から10日以内に週休2日制工事の実施に係る承諾書（様式第2号）により受注者に通知するものとする。

(週休2日制工事の実施)

第13条 受注者は、週休2日制工事を実施するにあたり、現場着手日までに提出する施工計画書において、別に定める参考様式「休日取得計画書及び実施書」等（現場閉所又は休日取得の計画の記載があるもの）を添付し、監督員に報告するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により提出した現場閉所又は休日取得の計画を変更しようとするときは、変更する日の前日までに監督員へ報告するものとする。
- 3 受注者は、週休2日制工事である旨を公衆用掲示物等に明示するものとする。

(履行実績の確認)

第14条 受注者は、対象期間の履行実績を記載した「休日取得計画書及び実施書」等を工事完了日までに提出するものとする。なお、履行実績の確認は、「休日取得計画書及び実施書」によるほか、受注者が希望する場合には、以下に示す書類等を活用した方法とすることができる。

- (1) 出勤簿等による技術者及び技能労働者の現場への入退場状況の確認が可能な資料
- (2) 作業記録や危険予知活動（KY）記録等による現場の状況や従事者の確認が可能な資料
- (3) その他、現場閉所の状況または休日取得の状況の確認が可能な資料

(本市の配慮)

第15条 本市は、受注者が円滑に週休2日制工事を実施できるよう、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 週休2日制工事の妨げになるような指示等を行わないこと。
- (2) 受注者から協議等の申出あった場合は、速やかに対応すること。
- (3) 適切な工期の設定に努め、次に掲げる場合において工期の変更が必要なときは、書面による受注者との協議により適切な工期の変更を行うこと。
 - ア 工程上の条件に変更が生じた場合
 - イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
 - ウ その他受注者の責によらない特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(工事費の補正)

第16条 週休2日制工事における工事費の補正は、工事の内容に応じ、栃木県が別に定める補正に係る各基準を準用するものとする。

(工事成績評定)

第17条 本市は、受注者の週休2日制工事の取組に対し、工事成績評定において下表の加点を行うものとする。

週休2日制工事の履行実績	監督員による 加 点	工事成績評定に おける監督員の 得点割合	工事成績評定 における加点
完全週休2日 月単位の週休2日 通期の週休2日（4週8休）	3点	0.4	1.2点
4週7休	2点		0.8点
4週6休	1点		0.4点

2 前項の加点（次項において「加点」という。）は、監督員の評価項目「創意工夫」において行うものとする。

3 加点は、週休2日制工事の計画によらず、履行実績に応じて行うものとする。

（発注手続）

第18条 本市は週休2日制工事の適用及び発注方式について、あらかじめ設計図書に明記の上、入札公告を行うものとする。

（その他）

第19条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は令和8年4月1日から施行する。

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に締結する契約に係る工事から適用する。

週休2日制工事（受注者希望型）の実施に係る承諾書

年 月 日

（受注者名） 様

鹿沼市長



年 月 日付けで協議のあった下記工事の週休2日制工事の実施について承諾します。

記

工 事 名				
工 事 個 所				
契約年月日	年 月 日			
請 負 額	¥			
工 期	着手 年 月 日			
	完成 年 月 日			
承 諾 する 区 分 ※いずれか を選択	土木工事	森林土木工事	農業土木工事	営繕工事
	(現場閉所)	(現場閉所)	(現場閉所)	(現場閉所等)
	1 完全週休2日	1 4週8休	1 完全週休2日	1 4週8休
	2 月単位の週休2日	2 4週7休	2 月単位の週休2日	2 4週7休
	3 通期の週休2日	3 4週6休	3 通期の週休2日	3 4週6休
	(交代制)		(交代制)	
1 完全週休2日		1 完全週休2日		
2 月単位の週休2日		2 月単位の週休2日		
3 通期の週休2日		3 通期の週休2日		